

無操縦者航空機システムに関する情報提供企業の募集について

海上保安庁では、無操縦者航空機システムによる海洋監視業務を検討するに当たり、以下のとおり、情報提供企業を募集しますので、ご協力をお願いします。

令和 7 年 5 月 1 9 日
海 上 保 安 庁
装備技術部 航空機課

1 募集の目的

本募集は、無操縦者航空機システム(以下、「RPAS」という)を用いた海洋監視業務の検討において、RPAS の運航及び整備等に関する実績を有する企業から関連情報を収集し、意見交換を行うことにより、本検討を効率的かつ効果的に進めることを目的としています。

2 海上保安庁が求める情報

RPAS に関する情報

3 情報提供企業の要件

- (1) 情報提供する RPAS について民間直接商取引が認められており、製造会社から日本国内で契約することが認められている日本国法人である企業であること。
- (2) 情報提供する RPAS について、製造会社等と Technical Assistance Agreement(技術支援提携)を締結する等により、必要な情報が提供できること。
- (3) 社内規則等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。
- (4) 情報保全に係る情報管理体制の確保が図れること。

4 応募方法

情報提供企業として参加を希望する場合は、提出期限までに次の書類を提出してください。

- (1) 情報提供申請書(様式1)
- (2) 自認書(様式2)
- (3) 秘密保全に関する誓約書(様式3)
- (4) 「3 情報提供企業の要件」を満たすことが確認できる以下の書類
 - ① 日本国法人である企業であることを証明する書類
 - ② 航空機製造会社発行の代理店証明書又は代理店契約に向け調整中であ

ることが確認できるレター若しくはメール

③ 守秘義務に関する社内規則等

5 情報提供申請書等の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年5月28日（水）午後5時00分

(2) 提出先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁 装備技術部 航空機課 第四整備係

電話：03-3591-6361（内線 4550）

6 応募後の流れ

情報提供申請書等（様式1～3ほか）の受理後、内容の確認を行い募集要件に適合するかを判定します。募集要件に適合すると判断した場合は、「無操縦者航空機システムに関する情報提供依頼書」を配布します。

7 留意事項

- (1) 本募集に対して提供していただいた情報は、将来における何らかの事業を確約するものではありません。
- (2) 海上保安庁の許可なく、情報提供依頼書の複製、転記、引用、配布、掲示、伝達及び処分などを禁止します。
- (3) 回答書の作成に要する費用は、情報提供者の負担とします。
- (4) 提供された回答書は返却しません。
- (5) 提供された回答書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）による開示請求があった場合、海上保安庁が開示を制限した内容を除き、開示することを前提とします。情報提供に際し、海上保安庁以外への公開及び使用の制限を希望するものがある場合は、具体的内容及び理由を明記（任意様式）して、担当に提出してください。この場合、情報提供者の許可なく情報を開示することはありません。
- (6) 提供された回答書に対する質問及び確認事項がある場合は別途連絡する場合があります。
- (7) 回答書に使用する言語は、原則、日本語とし、外国語の場合には抄訳を添付してください。

様式1

令和 年 月 日

情報提供申請書

海上保安庁装備技術部

航 空 機 課 長 殿

法人住所

法人名

代表者氏名

印

無操縦者航空機システムに関する情報提供者として参加を希望します。情報提供依頼書の配布につきまして、下記のとおり必要書類を添付して申請します。

なお、提出書類の記載事項について、事実と相違ないことを誓約します。

記

提出書類

- 1 本紙（様式1）
- 2 自認書（様式2）
- 3 秘密保全に関する誓約書（様式3）
- 4 情報提供企業の要件を満たすことが確認できる書類

様式2

令和 年 月 日

自 認 書

当法人は、以下の事項について事実と相違ないことを自認します。

法人住所 :

法人名 :

【資格及び条件等】

- ☐ (1) 情報提供する RPAS について、製造国政府から民間商取引が認められている。
- ☐ (2) 製造会社から日本国内で契約することが認められている日本国法人である企業である。
- ☐ (3) 製造会社等と Technical Assistance Agreement (技術支援提携) を締結する等により、必要な情報が提供できる
- ☐ (4) 社内規則等により守秘義務を履行できる体制が整っている。(守秘義務に関する社内規則等の写を添付)
- ☐ (5) 情報保全に係る情報管理体制の確保が図れる。

(注) 相違ないことを示すために、必ず、□にチェック (✓) を入れること。

海上保安庁装備技術部

航空機課長 殿

代表者 氏名

印

様式3

令和 年 月 日

秘密保全に関する誓約書

海上保安庁装備技術部

航空機課長 殿

法人住所

法人名

代表者氏名

印

無操縦者航空機システムに関する情報提供依頼書及び関連情報の取扱につきましては、下記事項を遵守し、秘密の保全に万全を期すとともに、秘密の漏洩、事故等が発生した場合は直ちに貴庁へ報告するとともに当該事故に係る責任を負うことを誓約します。

記

- 1 情報提供依頼書の内容に関し、海上保安庁の許可なく複製、転記、引用、配布、掲示、伝達及び処分など一切行いません。
- 2 情報提供依頼書は、海上保安庁からの返却指示により指定される期日までに返却します。
- 3 情報提供依頼書は、返却までの間、施錠の出来る場所に保管するなど誠実、適正に秘密保全を実施します。
- 4 当法人の本件に係る秘密保全担当者は、次の者としします。

所 属

氏 名